
旅館業営業施設に係る営業者の遵守事項及び衛生措置等の基準

法令等の略号

- 法 旅館業法（昭和23年法律第138号）
- 政令 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）
- 省令 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）
- 条例 旅館業法施行条例（平成24年墨田区条例第30号）
- 規則 旅館業法施行条例の施行等に関する規則（昭和55年墨田区規則第31号）

適用年月日

- 令和8年4月1日

担当

- 墨田区保健所 生活衛生課 生活環境係



アクセス
電話番号
メールアドレス



本書ダウンロード
手続き関係様式ダウンロード

第1 営業者の遵守事項

—生活環境悪化の認識—

■ 条例第9条第6号

条例第10条第10号ただし書の管理事務所等及び同号アの部屋には、事故の発生又は営業施設から発生する騒音その他の事象による周辺的生活環境の悪化（以下「生活環境の悪化等」という。）を認識することができるようにするため、営業時間中に営業従事者を常駐させ、営業施設の周辺の状況を常時確認すること。

【解説】

生活環境の悪化等を認識した場合は、条例第7条第12号に規定する管理者と連携し、当該事象を改善するよう対応すること。

—揭示事項—

■ 条例第9条第5号

営業施設の入り口付近には、宿泊施設である旨を宿泊者や周辺住民等へ周知するため、規則で定める表示をすること。

■ 規則第13条

条例第9条第5号の規則で定める表示は、宿泊者又は周辺住民等が見やすい場所、文字の大きさ及び色であることに配慮し、次に掲げる事項を表示するものとする。

- （１）施設の名称
- （２）宿泊施設である旨（前号に掲げる事項に含まれる場合を除く。）
- （３）営業施設への来訪者に対し、従業者が常時直接面接することができる設備及び体制を備えている施設以外の施設にあっては、緊急連絡先及び連絡方法

【解説】

玄関帳場等に従業者が常駐して来訪者の対応にあたる施設以外にあっては、施設外部に緊急連絡先を明示し、来訪者や周辺住民等から管理者への連絡できる体制を確保すること。

■ 条例第9条第1号

客室の入り口には、室番号又は室名を表示しておくこと。

■ 条例第9条第2号

客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

■ 条例第9条第3号

玄関帳場及び客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。

—名簿（宿泊者名簿、営業従事者名簿）—

■法第6条第1項

営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

■省令第4条の2第1項

法第六条第一項の宿泊者名簿は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から三年間保存するものとする。

■省令第4条の2第2項

法第六条第一項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 旅館業の施設
- 二 営業者の事務所

■省令第4条の2第3項

法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号
- 二 その他都道府県知事が必要と認める事項

■規則第6条

法第6条第1項の宿泊者名簿は、同項に定めるもののほか、次に掲げる事項を記載することができるものでなければならない。

（１）生年月日（２）前泊地（３）行先地（４）到着日時（５）出発日時（６）室名

【解説】

宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置として、対面又は対面と同等の手段を用いて本人確認を行うこと。対面と同等の手段として以下の要件に該当する方法等により行うこと。

- （１）営業者自らが営業施設に設置したビデオカメラ等から発信された鮮明な画像を用いて本人確認を行うこと。
- （２）発信された画像は宿泊者の顔及び旅券が鮮明に確認できる程度のものであること。

外国人宿泊者に関しては、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること。呈示を拒否する場合は、国の指導によるものであることを説明し、さらに拒否する場合には、旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等対応を行うこと。（H26.12.19健衛発1219第2号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）

■ 条例第 9 条第 4 号

営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。

■ 規則第 12 条

条例第 9 条第 4 号の規定により営業従事者名簿に記載する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 住所 (4) 従事職種 (5) 就職年月日

第2 宿泊者の衛生に必要な措置等の基準

現に旅館業が営まれている施設について、営業施設と表記する。

—管理者—

■ 条例第7条第12号

営業者は、条例7条に規定する宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。

【解説】

- 1 旅館業営業施設又は営業従事者が駆けつけることができる管理事務所等に営業従事者が常駐し、宿泊者の衛生に必要な措置を行うこと。
- 2 旅館業営業施設に駆けつける営業従事者が常時待機する管理事務所等を設置した場合は、緊急時や宿泊者又は周辺住民等からの求めがあった時に、営業従事者が連絡を受けてから旅館業営業施設に駆けつけ、対応にあたるまでを通常10分程度で行うこと。

—清潔の保持—

■ 条例第7条第4号

客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。

■ 条例第7条第10号

客室、脱衣室等にコップ、くし等を備え付ける場合には、清潔なものを用いることとし、宿泊者ごとに取り替えること。

—寝具—

■ 条例第 7 条第 5 号

寝具類については、次の措置を講ずること。

ア 布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること。

イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝巻きは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。

ウ 布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。

—客室—

■ 条例第 7 条第 6 号

客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。

ア 旅館・ホテル営業及び下宿営業 1 客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3 平方メートルにつき 1 人

イ 簡易宿所営業 有効面積 1 . 5 平方メートルにつき 1 人

■ 規則第 9 条

1 客室の有効部分の面積の算定は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計して行うものとする。

【解説】

1 客室の有効部分の面積の算定は、客室に付随する浴室、便所、押入れ、床の間等含まれない。

■ 条例第 7 条第 7 号

客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講ずること。

ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意の表示等を掲示すること。

イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。

—換気・照明・給排水—

■ 条例第 7 条第 1 号

営業施設については、次の換気措置を講ずること。

ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。

イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。

■ 条例第 7 条第 2 号

営業施設の採光及び照明は、十分な照度を有するようにし、照明設備については、次の措置を講ずること。

ア 定期的に照度を測定するなど保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修すること。

イ 定期的に清掃し、常に清潔を保つこと。

■ 条例第 7 条第 3 号

営業施設については、次の防湿措置を講ずること。

ア 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。

イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。

—洗面所・便所—

■ 条例第 7 条第 9 号

洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。

■ 条例第 7 条第 11 号

便所にタオル等を備え付ける場合には、清潔なものをを用いることとし、宿泊者ごとに取り替えること。

—入浴設備—

■ 条例第 7 条第 8 号

浴室については、次の措置を講ずること。

ア 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

イ 浴槽は、1 日 1 回以上換水し、清掃すること。ただし、ろ過器（浴槽水を循環させ、ろ過する装置をいう。以下同じ。）を設置して浴槽水をろ過する浴槽にあっては、適切な水質を維持することができる範囲において毎週 1 回以上換水すること。

ウ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。

（ア）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。

（イ）貯湯槽内の湯水を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯水の消毒を行うこと。

オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。

（ア）ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

（イ）浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

（ウ）集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

（エ）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が 1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

（オ）浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

カ エ及びオの規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し 3 年間保存すること。

■ 規則第 10 条第 1 項

条例第 7 条第 8 号エ（ア）の規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1 年に 1 回以上行うものとする。

■ 規則第 10 条第 2 項

条例第 7 条第 8 号エ（イ）の規則で定める温度は、摂氏 60 度とする。

■ 規則第 11 条第 1 項

条例第 7 条第 8 号オ（ア）の規定によるろ過器の逆洗浄等及び内部の消毒は、1 週間に 1 回以上行うものとする。

■ 規則第 11 条第 2 項

条例第7条第8号オ（イ）の規定による配管の内部の消毒は、1週間に1回以上行うものとする。

■規則第11条第3項

条例第7条第8号オ（ウ）の規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

■規則第11条第4項

条例第7条第8号オ（エ）ただし書の規定による浴槽水の消毒は、次に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

（1）塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。

（2）モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。

■規則第11条第4項

条例第7条第8号オ（オ）の規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

【解説】

ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときに必要な措置

清掃	（1）ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 （2）浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。 （3）集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
浴槽水管理	（1）塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。 （2）上記により難しい場合は、次のいずれかにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 ア 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する方法により行うこと。 イ モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合において、モノクロラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるように保つこと。 （3）レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。
記録	清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し3年間保存すること。